

## 医療機能情報提供制度について

### <目 的>

医療機能情報提供制度とは、医療法第6条の3に基づき、住民・患者による病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）の適切な選択を支援するために、病院等が自らの責任において、当該病院等の有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）を県知事に対して報告し、報告を受けた県知事が、基本的に当該医療機能情報をそのまま公表するものです。

### <制度の概要>

- 病院等は、提供する医療について正確かつ適切な情報を報告するとともに、報告した情報に関して住民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければなりません。
- 県は、インターネット（ふくおか医療情報ネット）を利用して、病院等から報告された医療機能情報を公表します。公表するホームページには、県民等による病院等の適切な選択に資するために一定の検索機能を整備します。  
なお、インターネットを使用できない環境にある県民等に配慮した公表も併せて行います。
- 病院等は、報告した医療機能情報について誤りがあることに気づいた場合、速やかにその訂正を県知事に申し出なければなりません。
- 県は、県民等からの医療機能情報についての質問・相談に関する窓口を設け、案内体制を整備します。